

徵兵令の対学徒政策

松 下 芳 男

緒 言

日本の徵兵令は、明治6年(1873)1月10日に発布され、それから幾度かの改正をへて、昭和2年(1927)4月1日に、名を兵役法と改められて、相当大きく改正されたけれども、その根本主義たる国民皆兵主義には変わることなく、72年の生命を続け、昭和20年(1945)の終戦の年に廃止された法である。

この72年間における改正の理由を検討すれば、大体左のようである。

第1は、兵員の増加を企図したことである。それには免役条項をしだいに減少し、また合格条件をしだいに低下した。

第2は、徵兵忌避者を除去しようとしたことである。服役の苦痛を恐怖し、あるいは兵役制度に反対する徵兵忌避者は、徵集兵員の増加とともにしだいに増加したが、徵兵令は、陸海軍刑法の刑罰(注)の強制力をもって、その弊を矯正しようとした。極言すれば、徵兵令と徵兵忌避者とは、いわゆる「いたちごっこ」の感がある。徵兵適令者が、徵兵令の盲点を見出しても、徵兵忌避をはかる、徵兵令は改正して、その盲点を塞ぐ、徵兵適令者はまたも盲点を見出す、徵兵令はまたその盲点を塞ぐ、という「いたちごっこ」を繰り返したのである。

第3は、予備幹部の補充と徵兵令との調和を求めるとしたことである。

第4は、非民主主義的から、しだいに民主主義的に推移しようとしたことである。しかしこれは主として昭和以後の傾向である。

右のうち第3の理由から、学校の学生および生徒(以下学徒と略称する)に対する政策となるのである。

本稿はこの徵兵令の対学徒政策を検討することを目的とする。

(注) 陸軍刑法第97条「兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ、疾病ヲ作為シ、身体ヲ毀傷シ、其ノ他詐偽ノ行為ヲ為シタル者ハ、5年以下ノ懲役ニ処ス。在郷軍人召集ヲ免ルル目的ヲ以テ、前項ノ行為ヲ為シタルトキハ、3年以下ノ懲役ニ処ス」海軍刑法第97条の第1項は、右陸軍刑法第97条の第1項と同じ。第2項「帰休下士官兵及現役以外ノ兵役ニ在ル者、召集ヲ免ルル目的ヲ以テ、前項ノ行為ヲ為シタルトキハ、3年以下ノ懲役ニ処ス」この意味は陸軍刑法と異なるところはない。

徵兵令の対学徒政策

太政官告諭の民主主義的思想

徵兵令は、明治6年1月10日の発布であるが、それについての全国徵兵の詔は、その前年の11月28日に渙發された。この5年12月3日の太陰暦制が、太陽暦制の6年1月1日となったので、詔勅の渙發から、徵兵令発布までは、14日の間隔である。そして5年11月28日に、太政官は、徵兵令に関する告諭を発した。

凡そ明治維新以来、昭和の現在までに、政府の発した告諭あるいは宣言の類にして、この太政官の発した告諭ほど、痛快なものは他にないであろう。明治維新を断行し、革新の潮流に乗った青年政治家の気魄が遺憾なく現われ、理想が如実に萌え出ている。それを分析すれば左のようである。

第1に、旧封建武士階級の不文律的特權に対して、忌憚なくこれを彈劾している。上古以来、日本は国民皆兵制度であって、有事の日、民兵を召集し、天子が元帥として不服を征し、事終れば家に帰って、農工商の家業につくのであって、封建時代以来の「双刀を帶び、武士と称し、抗顔坐食し、甚しきに至っては、人を殺し、官其罪を問はざる者の如きに非ず」といは放った。「斬り捨て御免」を武士の特權とでも思っていた無頼武士に対して、真甲から大鉄槌を下したものであって、旧套打破の意氣は火のようである。頑迷な旧武士階級の憤慨したことは想像にかたくないのであつて、明治初年の政治的地方騒擾の一因を、ここに見るのである。そして明治政府の民主主義的思想の芽を、ここに無意識ながらも現わしている。

第2は、その民主主義的思想を、徵兵令の四民平等（土農工商）の理想のうちに、さらに明快に現わしている。曰く「士は従前の士に非ず。民は従前の民に非ず。均しく皇國一般の民にして、國に報ずるの道も、固より其別なかるべし」と。民主主義の平等の原則の上に立つものである。

第3に、その平等の原則は、徵兵の義務の平等によよぶ。曰く「苟も國あれば、則ち兵備あり。兵備あれば、則ち人々其役に就かざるを得ず」と。国民皆兵平等主義を明かにしている。

以上3点において、徵兵令に関する太政官告諭に、民主主義的思想を瞥見するのである。

徵兵令の非民主主義的思想

徵兵令発布を前にした太政官告諭が、右のように民主主義的思想を、ほの見せていたのに、制定された徵兵令は、それを裏切るように、相当濃厚に非民主主義的思想を

松 下 芳 男

漲らせていた。同じ政府の政治思想に、どうしてかような差を見せていたのか。これは一つの研究課題であるけれども、本稿ではこの問題を不間に付し、政府の中にも、硬軟二派、新旧二様の思想の差があったのであろうというだけに止めよう。

さて制定された徵兵令は、国民皆兵主義とはいいうものの、理想として掲げた四民平等の民主主義的とは、ほど遠いものであった。それは同令第3章の「常備兵免役概則」および第6章の「徵兵雜則」の第15条において、相当広範囲の免役条項を規定しているからであって、それを概括すれば、左のようになる。

第1は、体格不良者である。これは服役の性質上当然であろう。しかし兵器の発達と、作戦の推移によって、体格の条件にも変遷があった。もっとも兵員の増加という意味にも関連した。

第2は、陸海軍将校生徒である。これは当然のことであって、これらは徵兵検査を経ずに、陸海軍の軍籍に入れられた。

第3は、戸主およびその相続者である。封建的家族主義を露骨に現わしたものである。また「養子」も免役者になるが、これを「相続者」の中に含まれるものと見てよからう。相続者があるのに、さらに養子をもらうことは、稀有であろうからである。

第4は、父兄以外の家計担当者であって、家計上不可欠の子、並びに服役中の兄弟ある者である。社会政策上至当の政策であろう。

第5は、犯罪者および前科者である。これも当然であろう。これについて問題があるが、これも不間に付しておく。

第6は、代人料(270円)を納めた者である。有産階級迎合思想が、あまりにも露骨であって、社会の批評をうけることきびしく、ついに明治16年12月の改正の時に廃止された。また実際に徴すれば、その金額は微々たるもので、明治16年までに、代人料を納めて免役された者は、最も多い年で、562人、その金額は15万円であった。1府県平均13.4人である。実際には大した問題にもならなかつたが、制度としては、社会の非難は免れなかつたので、10年実施ののち、廃止されることになったのである。

第7は、官吏であって、「官省府県に奉職の者。但等外も此例に准ず」と規定する。当時地方自治制がなかったので、公吏はなく、官庁奉職者は官吏である。当時官吏は、勅任、奏任、判任の3階官、17等級に別かれ、判任官の最下級が17等である。等外といふのは、それ以下の雇員級である。

第8は、学徒である。

右のうち代人料の有産階級迎合政策であることはいうまでもないが、官吏の条項も、有産階級迎合でなければ、上層階級(大名、公卿、高級武士を意味する)あるいは旧

徵兵令の対学徒政策

武士階級迎合の政策である。というのは明治5年の時点において、官吏であった者は、ほとんど全部が、上層階級あるいは旧武士出身者と見られるからである。表面的理由としては、文官として現に国家に奉仕しているので、武官（軍人）として国家に奉仕すると同一であるとか、国政運営上支障を来たすとかといわれたかもしれないが、事実上、上層階級あるいは旧武士階級迎合政策と見られると思う。徵兵適令者は、20才の青年であるから、国政運営に支障を来たすようなことはあるまい。

かようにして太政官告諭の四民平等の大理想は、ここに明らかに破綻したのである。しからば学徒の免役は、どのような意味になるのか。あらためて検討したい。

学徒に対する免役理由

徵兵令の学徒に関する条項は、第3章第5条であって、「文部、工部、開拓、其他ノ公塾ニ学ビタル専門生徒、及ビ洋行修業ノ者、並ニ医術、馬医術ヲ学ブ者。但教官ノ証書並ニ何等科目ノ免許アル者（科目の等未定）」とある。これを詳説しよう。

1. 文部、工部、開拓、その他の公塾に学びたる専門生徒

この明治5年末の時点における学制を見れば、全国を8大学区に分かれ、毎区に大学校1校を設け、その下に中学区、小学区のそれぞれに中学校、小学校を設け、また別に小学教員の養成所として、師範学校を設けることになった。こういう国家の学校を「公塾」といったのである。これに対して私塾もあって、著名なものは東京の慶應義塾であり、地方にもそういう私塾が、続々建てられた。——明治7年に、公立学校は9千以上にたったが、大部分が小学校である。

その公塾のうち、「専門生徒」を教育するものは大学校であるが、それは制度だけであって、実設は数校にすぎなかった。文部省管轄では、第1大学区第1番中学、第1大学区医学校（注1）、工部省管轄では、工部大学校（注2）、開拓使管轄では、開拓使仮学校（注3）、司法省管轄では、東京法学校（注4）、内務省管轄では、駒場農学校（注5）、東京山林学校（注6）などにすぎない。

これらの「公塾に学びたる」という字句は、卒業したという意味であるか、それとも現在学んでいることをも含むものか。字義としては、過去形として卒業ということになるが、事実としては、その現に学んでいる生徒をも含んでいたと解される。

2. 洋行修業の者

これは現に洋行修業中の者を意味するか、それとも洋行修業してきた者をも含むかは、必ずしも明らかでないが、その両者を含んだものと解される。

3. 医術、馬医術（獸医学）を学ぶ者

松 下 芳 男

これも字句としては、現に右の医術、馬医術を学んでいる者の意味になるが、事実は学んだ者をも含むと解される。それは「教官の証書並に何等科目（科目の等は未定）の免許ある者」という条件があるからである。学修中の者にこういう資格が考えられないではないか。

さて以上3種の学徒が免役になることになる。それはなぜであろうか。思うに左の理由であろう。

第1は、前と同じように、上層階級、旧武士階級および有産階級への迎合であろう。この時代における学徒は、大体これらの階級の子弟と考えられるからである。

第2は、維新後の新日本建設事業において、これらの学徒の知識、能力を、これに利用しようとしたものと考えられる。すなわち兵隊として使用するよりも、有利であると判断したからであろう。

以上2つの理由が推測される。しかし後世におけるように、学徒を陸海軍、特に陸軍の予備幹部として利用しようとは考えなかった。

なお以上3種の学徒の免役が、現在その修業中にある者か、卒業した者か、あるいはその両者を含むかは、法文の字義的解釈としては明瞭であるにしても、事実に照らして考えれば、拡張解釈をとらなければならないようである。ゆえに私はそのように両者を含む、と解釈したわけである。明治初年の法令には、往々にしてかような不正確な字句が使用された。但し私の解釈の反対論も、当然ありうるであろう。

（注1） 第1大学区第1番中学は、徳川幕府の建設した洋学所に端を発し、蕃書調所、洋書調所、開成所、大学南校、南校と改称され、明治5年8月に学制の制定によって、この名称となる。やがて東京開成学校、東京大学となり、さらに他の諸学校を併合して、東京帝国大学となった。

（注2） 第1大学区医学校は、徳川幕府の建設した医学所に端を発し、軍陣病院の後身の大病院を吸収して、医学校兼病院となり、ついで大学東校、東校となり、学制の制定によって、この名称となり、さらに長崎医学校を併合して、東京医学校と改称され、やがて東京大学に併合された。

（注3） 開拓使仮学校は、明治5年3月に芝山内に設置され、8年7月北海道札幌に移転して、札幌学校と改称、9年9月に札幌農学校となり、やがて東北帝国大学農科大学、北海道帝国大学農科大学、北海道大学となった。

（注4） 東京法学校は、司法寮の後身であって、やがて東京大学に併合された。

（注5） 駒場農学校は、内務省勸業寮所属の農事修学場の後身であって、のちに東京大学に併合された。

（注6） 東京山林学校は、内務省地理局所属の樹木試験場の後身であって、やがて前記駒場農学校と併合して、東京農林学校となって、農商務省の管轄に入り、ついで東京大学に併合された。馬医術は、この学校で教授したものと思われる。

徵兵令の対学徒政策

明治12年の改正

以上のように学徒の免役条項は、有産階級迎合の一政策として、あるいはその修業後の知能の利用政策としてとられたが、この政策の色彩は、その後も残る。明治12年10月17日に、徵兵令の全部にわたって、大改正を見たが、学徒免役の条項は左のようである。

第29条 左ニ掲ル者ハ、平時ニ於テ兵役ヲ免ス（第1項乃至第3項略）

第4項 医術開業免状ヲ所持スル者

第5項 公立（使府県ノ設立ニ係ル。以下公ト称スル者之ニ同ジ）師範学校ニ於テ卒業ノ者

第6項 公立中学校及ビ公立専門学校ニ於テ卒業ノ者

第7項 文部省所轄官立学校及ビ他省使ニ属スル官立学校ニ於テ卒業ノ者

但官立師範学校附属小学校生徒ハ此限ニ非ス

第8項 外国ニ留学シテ、2ヶ年以上ノ学科ヲ終リタル証書ヲ所持スル者

（以下略）

第30条 左ニ掲ル者ハ、平時ニ於テケ1ヶ年ヲ限リ徵集ヲ猶予スペシ（第1項乃至第5項および第9、第10項略）

第6項 文部省所轄並ニ其他省使ニ属スル官立学校及ビ公立師範学校ニ於テ、修学1ヶ年ノ課程ヲ卒リタル以上ノ生徒

第7項 公立中学校及ビ公立専門学校ニ於テ、修業3ヶ年ノ課程ヲ卒リタル以上ノ生徒

第8項 学術修業又ハ商用等ニテ、外国ヘ寄留スル者

以上の条項を、旧令の当該条項に対照すると、左のような差異がある。

第1は、「公塾」といったものが、「官公立学校」となって、学校の名が出てきた。学制制定によって、学校というものが規制されたからである。

第2は、公立学校にだけ免除制を認め、私立学校には、これを認めないことは、旧令と同じであるけれども、それを特に明瞭にしたことである。「使省」とは、北海道開拓使と各省をいう。

第3は、終身免役制と修学中の生徒の1年徵集猶予制と認めたことである。1年だけの徵集猶予は、短いようであるけれども、所定の学校は、徵兵適令になるまでには、卒業できるものと見て、とにかく1年だけの徵集猶予を認めたものであろう。そして卒業すれば、終身徵集猶予制が適用されるのである。

松 下 芳 男

第4は、洋行修業者は、旧令では免役されたけれども、新令では、1年限りの徵集猶予にしたことである。これは徵兵忌避を防止したものであって、徵兵適令者が洋行によって免役を図かったことに対応する。

第5は、旧令は医術、馬医術の教官およびそれに関する何等（未定）科目的免許ある者とあったのを、医術開業免状所持者と限定したことである。なぜ馬医術教官を除去したのか判らない。

以上のように新令は、多少の変更もあるが、大体は旧令を明確にしたに止って、主旨においては變るところはない。

明治16年の改正

そののち徵兵令は、部分的小改正を経て、明治16年12月28日に、再び全部の大改正が行われた。この改正の理由は、軍備拡張に基づく兵員の増加と、国民皆兵主義の徹底化、すなわち徵兵忌避者除去のためであった。その中で、学徒の徵集猶予の条項は左のようである。

第18条 左ニ掲クル者ハ、其事故ノ存スル間徵集ヲ猶予ス（9項のうち無関係条項略）

第1項 教正ノ職ニ在ル者（注1）

第2項 官立府県立学校（小学校ヲ除ク）卒業証書ヲ所持スル者ニシテ、官立公立学校教員タル者

第3項 官立大学校及ビ之ニ準ズル官立学校本科生徒

第7項 学術修業ノ為外国ニ寄留スル者

第19条 官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ニ於テ、修業1個年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ、6個年以内徵集ヲ猶予ス

以上の条項を、旧令の当該条項に対照すると、左のような差異になる。

第1は、教正および教員と明記され、これは旧令の「卒業の者」というだけではなくなった。卒業生に条件づけたものであって、徵兵猶予制が厳格化したことになる。単に学校を卒業しただけの理由で、平時に免役するということは、世論がこれを許さなくなったのである。それにしても教員に猶予制を認めたのは、教育を重視したこと意味するが、また卒業生免役と妥協しているとも見られる。

第2は、外国留学修了者の免役制を廃止した。

第3は、公立学校にだけ猶予権を与え、私立学校にこの権利を与えたかったことは、旧令と変りはない。

第4は、大学生については、その在学中猶予権を与えたけれども、それ以下の学徒

徵兵令の対学徒政策

には、6個年以内の猶予権を与えただけであった。

第5は、外国寄留による猶予は、学術修業の者に限られ、商用等は廃止された。外国寄留による徵兵忌避を除去しようとしたものであるとともに、学徒の外国遊学を奨励したものであろう。

以上の諸改正のほかに、学徒尊重の重大な改正が行われた。それは左の2条である。

第11条 年齢満17才以上、満27才以下ニシテ、官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ノ卒業証書ヲ所持シ、服役中、食料、被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ、願ニ因リ、1個年間、陸軍現役ニ服セシム。其技芸ニ熟達スル者ハ、若干月ニシテ帰休ヲ命ズルコトアル可シ。但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減ズルコトナシ

第12条 現役中殊ニ技芸ニ熟シ、行状方正ナル者、及ビ官立公学校（小学校ヲ除ク）ノ歩兵操練科（注2）卒業証書ヲ所持スル者ハ、其期末ダ終ラズト雖モ、帰休ヲ命スルコトアル可シ

この改正の意味は重大である。

第1は、一年志願兵の創設であって、卒業学徒の1ヵ年服役を認めたが、それには食料、被服等の費用の自弁の条件をつけた。（一年志願兵という固有名詞はまだなかった。）これはまことに理解しがたいことであって、兵役が国民の義務というならば、そういう費用は、当然国家の負担すべきものであり、またそのように行われてきた。それを1年服役の条件として、費用負担というのでは、有産者特別待遇ということになる。学校修業も有産者の子弟ならでは困難であるという実情を考えるならば、この一年志願兵制度は、非民主主義的の思想の現われと見れば見られるであろう。

第2は、技芸熟達者の服役期間の短縮は、これはあってもよい制度であろう。けれども卒業学徒に限ったことは、これまた非民主主義的の思想の現われといふべきであろう。

以上2点が問題である。しかしこの一年志願兵は、主として看護卒にしたのであって、のちの一年志願兵の予備幹部補充のためではなかった。その理由は、看護卒（後年の衛生兵）は、知識を要するものであるから、学徒出身者には適当なものであろうし、また看護卒という兵種は、戦列兵ほど訓練を要しなかったからでもあろう。

（注1）教正とは、神道各派で用いる称号であるが、明治初年には、教導職の最上位として設けられた職務である。教正が必ずしも学徒出身者ではなかったが、それに準ずる知識階級であることには間違いがない。

（注2）当時官立公学校では、いわゆる兵式教練を施し、その教練優秀者に、歩兵操練科卒業証書を与えた。

松 下 芳 男

明治 22 年 の 改 正

明治22年1月21日に、徵兵令の全部にわたる大改正が行われた。この新令は、実に昭和2年の兵役法の制定までの38年間、ほとんどさしたる改正もなく施行されたものである。そして学徒に関する条項に関しても、重要な改正を見た。その条項をあげれば左のようである。

第11条 満17才以上、満26才以下ニシテ、官立学校（帝国大学選科及小学校ヲ除ク）、府県立師範学校、中学校、若クハ文部大臣ニ於テ、中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校、若クハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ、法律学、政治学、理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ所持シ、若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ、服役中食料、被服、装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ、志願ニ由リ、1箇年間、陸軍現役ニ服スルコトヲ得。但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハザルノ証アル者ニハ、其幾部ヲ官給スルコトアルベシ

前項ノ一年志願兵ニハ、特別ノ教育ヲ授ケ、現役満期ノ後、1箇年間予備役ニ、5箇年間後備役ニ服セシム

満17才以上、満26才以下ニシテ、官立府県立師範学校ノ卒業者ハ、6箇月間、陸軍現役ニ服スルコトヲ得、其服役中ノ費用ハ、当該学校ヨリ、之ヲ弁償スルモノトス

前項志願兵ニシテ現役ヲ終リテル者ハ、7箇年間予備役ニ服シ、3箇年間後備役ニ服ス。

第21条 第11条ニ掲ケル学校ニ在校ノ者ハ、本人ノ願ニ由リ、満26才迄徵集ヲ猶予ス。其事故満26才迄ニ止ミ、又ハ26才ヲ過クルモ仍ホ止マザル者ハ、抽籤ノ法ニ依ラズシテ之ヲ徵集ス。但第11条ニ依リ、一年志願兵ヲ志願スル者ハ、此限ニ在ラズ。学術修業ノ為メ、外国ニ寄留スル者ハ、本人ノ願ニ由リ、満26才迄徵集ヲ猶予ス。26才迄ニ帰朝シ、又ハ26才ヲ過キ帰朝スル者ハ、抽籤ノ法ニ依ラズシテ之ヲ徵集ス。但陸軍試験委員ノ試験ニ及第シタル者ハ、一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

この改正の意義を検討すれば左のようである。

第1は、一年志願兵および六箇月現役兵という名称を公定したことである。そしてこの両者ともに、陸軍の予備幹部補充という目的の下におかれた。これについては後述べる。

第2は、この改正において、初めて私立学校にも徵兵猶予の特権を認めたことであ

徵兵令の対学徒政策

る。ここにおいて、文部大臣の認定ある中等学校以上の諸学校は、いずれもこの範疇に入ることとなった。官尊民卑思想の緩和でもあろうし、また私立学校の質的および量的の向上増加でもあろう。

第3に、法律学、政治学、理財学を教授する、いわゆる社会科学系の私立学校だけが特記され、いわゆる自然科学および人文科学系の私立学校のないのはどういうわけか、その疑問が湧く。それはこの時点においては、私立学校に自然科学系の専門学校はなく、あったものは徒弟学校的の学校にすぎなかつたからであろうと考えられる。しかし人文科学の学校のないのは判らない。

第4に、同じ学徒出身でありながら、師範学校の卒業生だけが、6カ月という短期であったのはなぜか、という疑問に対しては、師範学校の教育が、軍事教育的の面が多かったからと、小学校教育が重視されたからであるという、応答があるであろう。(その11月に6週間となり、六週間現役兵といった。)

さてこの改正において、なぜ予備幹部補充の目的が出されたのであろうか。ここにおいて、この時点における国情から熟視しなければならない。

一年志願兵制制定の意義

この改正の明治22年という時期は、日本の想定敵国は、清国に確定され、陸軍は前年の明治21年5月12日に鎮台を廃して、師団編制とし、作戦計画は、国境の専守防衛方針から、大陸進出の攻勢方針に切りかえられた。こうして鎮台下にあった在来の軍隊を改組して、近衛以下7個師団に編成した。そして戦時の場合は、各部隊を動員によって戦時編制に拡大し、さらに臨時編成の部隊をも予定されたのである。

こうした部隊の拡張、また戦時の死傷者の補充ということを考えると、現役将校および正規将校であった者の在郷者の召集だけでは、どうしても不足が感ぜられた。試みに陸軍士官学校の卒業生を見よう。

陸軍士官学校は、陸軍兵学寮を前身とするものであるが、正規教育の学校として創立したのは、明治7年10月で、8年1月から生徒を入学させた。これが士官生徒第1期生で、明治22年卒業の第11期生を最後とし、20年6月に陸軍士官学校官制が改正されて、士官候補生制度となり、21年11月に、士官候補生第1期生が入隊した。

士官生徒第1期生から、第7期生までは、各期とも60名内外の卒業生であったが、明治19年卒業の第8期生は66名、第9、第10期生とだいに増加し、最後の第11期生は207名という多数になった。この卒業生の増加は、師団編制、すなわち日清戦争を目標としたものであって、卒業生合計1千名余である。このうち日清戦争に参加した

松 下 芳 男

者は何名か。階級は少佐以下であって、第1期生の中には、のちの中将木越安綱、石本新六、東条英教らがいる。

この士官学校出身以外の下級将校は、教導団出身者か、兵卒出身者かであって、所要将校としては、質も量とともに不足が感ぜられる。そこで一年志願兵制度となつて、下級将校および下士官の補充策がとられたのである。

既記徴兵令改正後1カ月目の明治22年2月25日、勅令をもって陸軍一年志願兵条例が制定された。その主要条項は左のようである。

第1条 徵兵令第11条ニ拠リ、1箇年間陸軍現役ヲ志願スル者ハ、兵種及衛戍地ヲ選ビ、服役スルコトヲ得。但服役中ノ費用官給ヲ受ケル者ハ、此限ニ在ラズ

第23条 一年志願兵中勤務ニ熟達シ、且品行方正ニシテ、予備士官（注）ノ教育ヲ授クルニ堪フ可キト認メル者ハ、入隊ノ日ヨリ起算シ、6個月ノ後上等兵トナシ、特別ノ教育ヲ授ケ、下士ノ勤務ヲ為サシム

第24条 上等兵ト為シタル者ハ、服役満期ノ際、連隊長ハ一年志願兵終末試験委員ヲシテ、学科及実地上ノ試験ヲ為サシメ、之ニ及第シタル者ハ、其試験ヲ近衛都督又ハ師団長（歩兵ハ旅団長ヲ経テ）ニ具状シ、認可ヲ受ケ、終末試験及第証書ヲ授与シ、二等軍曹ニ任ジ、予備役ニ編入ス

終末試験ニ落第シタル者ハ、二等軍曹ニ任ジ、若クハ下士適任証書ヲ附与シ、予備役ニ編入ス

第25条 医学薬学又ハ理財学、若クハ商業学卒業証書ヲ所持スル者ハ歩兵隊ニ、獸医学卒業証書ヲ所持スル者ハ騎兵隊、砲兵隊、又ハ輜重兵隊ニ於テ、前半年間隊列勤務ヲ為シ、後半年ノ初ニ於テ、志願軍吏生、志願軍医生、志願薬剤生、又ハ志願獸医生ト為リ、各専門ノ勤務ヲ練習スルコトヲ得。志望ノ者ハ、入隊ノ際、学校ノ卒業証書ヲ以テ、其由ヲ申立可シ

右の条例に示すように、一年志願兵は入隊の当初から、予備幹部養成の目的をもつて、特別の教育が施され、終末試験及第者は、2等軍曹（伍長）として、予備役に編入されたのち、さらに2次の勤務演習に召集され、それに合格すれば将校となり、終末試験落第者は下士になるのである。軍吏（主計）、軍医、薬剤、獸医の志願兵は、これに準ずる。この時代においては、技術的将校には、砲工兵科の正規将校だけが任じ、志願兵出身の将校はなかった。ゆえに理工科の学徒出身は、本科将校になるだけである。

この一年志願兵制度は、徴兵令制定以来の伝統であった有産階級優遇方針の一環であるとともに、時局に応ずる軍事要求からでもあった。しかしそれだけではなく、広

徵兵令の対学徒政策

く国家的に見れば、学徒出身者を、その知能、学識に応じて使用することは、軍隊の能力を上げることを意味し、至当の政策ともいえる。

国民平等主義といって、細菌学の権威の医学博士を、歩兵の一兵卒として銃を担がせたり、電気通信の世界的技術者の工学博士を、工兵の一兵卒として、電信柱かつぎに使用するなどは、似而非民主主義ともいべきものであろう。

それはそれとして、軍隊内では一年志願兵に対する抵抗がないわけではなかった。心なき兵卒が、「カネがあるから学校に入り、カネがあるから一年志願兵となり、カネがあるから将校になるのではないか」といって嫉妬羨望したこと、必ずしも一理ないわけでもなかった。一年志願兵が終末試験に及第し、将校に任せられたとき、その服装、武器、その他的一切の装備品が自弁であったので、この経費負担に堪えない者は、故意に落第したという事実は、必ずしもなくはなかったと思う。ゆえに資力のない者は、将校にはなられなかった。

(注) 陸軍では、尉官を士官、佐官を上長官、将官を將官と区別し、全部を将校といった。海軍では将校と士官とを同義語としたことが慣例であった。

兵役法の制定

徵兵令はそののちも、幾度かの部分的改正を見たが、明治39年4月の改正で、学徒に関する条項については、左のような改正を見た。

新令の第13条は、旧令の第11条に該当する条項であって、旧令の「服役中食料、被服、装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ、志願ニ由リ」とあるのを、「服役中……、自弁シ、予備後備将校タル冀望ヲ有スル者ハ、志願ニ由リ」と改められた。目的を明瞭にしたわけである。

大正7年にも改正され、細部には多少の変更はあったが、根本については変更はなかった。ただ六週間現役兵が、延長されて一年現役兵となった。

しかるに昭和2年4月にいたって、徵兵令は根本的に改正され、名も兵役法と改めて制定された。その改正のうち、学徒関係について、一年志願兵制度を廃止し、幹部候補生制度を採ったことは、徵兵令制定以来の大改正といつてもよいかもしれない。

以上論じてきたように、徵兵令が四民平等の国民皆兵主義をとることを、根本原則としながら、事実はそれを裏切り、相当非民主主義的であった。しかるに兵役法は、有産階級優遇の自弁の一年志願兵制度を全廃し、国民平等に兵役に服することとなつたので、学徒の特權は、これだけ制限されたわけである。けれども学徒には、なお特權が残された。それは幹部候補生制度が新制されて、将校任官への途が、依然として

松 下 芳 男

直通していたことである。学徒出身者以外の兵には、軍人としてはこういう前途がなかった。

この学徒の特権は、民主主義的でないかもしれないが、前に述べたように、国家が、国民の知識、能力を活用するという意味からいえば、必ずしも非難に当たらないようである。なおこのとき一年現役兵は、短期現役兵となって、年限を短縮して5カ月とした。ただし師範学校の教練を終了しない者は、7カ月とした。

昭和14年3月、兵役法を改正して、短期現役制を廃止した。ここにいたって学徒の特権が、またも制限されて、平等化に一步進んだ。これによって学徒には、在学中の徴集猶予の特権はあるが、国民平等に徴兵検査をうけ、合格者が卒業後に入営することになった。

この入営後に、学徒出身者に、幹部候補生志願の特権が保有されていた。しかしそれは在学中の軍事教練の成績が条件づけられていて、現役兵として概ね3カ月以上在営したのち、甲種幹部候補生（士官たるべき者）と、乙種幹部候補生（下士官たるべき者）とに分けられ、入営の日から1カ年間、特別教育をうけ、期間の終りに終末試験を行うこと、一年志願兵と同じである。これらの事項は、陸軍補充令に規定された。

これ以後の改正は、事変および戦時になるので、検討することを省略する。一切は時局に奉仕するので、別個の研究題目に譲らざるをえないであろう。

結 言

以上私は、主として明治および大正時代において、徴兵令が学徒に対して、どのような政策をとったかを見てきた。そしてそれを要約すれば、徴兵令は、第1期においては、学徒を有産階級の中に見て、迎合的態度をとった。第2期においては、その学識、能力を認めて、兵役短縮、徴集猶予の特権を与えた。第3期においては、その学識、能力を利用して、予備幹部の補充源にしようとした。第4期においては、国民平等の民主主義を原則としながらも、前期と同じように、予備幹部の補充源にしようとしたが、それには学校における軍事教練の成績を条件とした。

右の変遷は、日本近代史、日本近代軍事史の変遷と表裏していることを考えなければならない。その考察の参考までにいえば、一年志願兵の予備幹部補充源となったのは、日清戦争に当面した時であって、戦時部隊の増加、戦傷死者の補填ということが前提となったものである。また第4期の現象については、下記のような軍事事情が、軍事史の表面にあった。

明治初年以来、男子の中等学校以上の官立学校、そののちは私立学校において、し

徵兵令の対学徒政策

だいに兵式体操が正課になったが、このときの教官は、多くは予後備役の士官、下士官であった。それが大正14年4月に、陸軍現役将校学校配属令が制定され、陸軍の現役将校——大尉以上大佐まで——が、各男子の中等学校以上の学校に配属され、教練の振作をはかることとなった。(注)

この制度の表面的の理由は、「内外の情勢に鑑み」ということで、それはそれとして是認されるけれども、裏面的理由としては、前後2回にわたる陸軍整理の結果、過剰になった現役将校の温存のためと、学校の軍隊化、強いていうならば軍部当局の軍国主義鼓吹のためであることは掩われない。これが兵役法改正の一根基であったと見てよかろう。

かような史実の裏面を考えながら、歴史というものの真相を知るべきことを忘れてはならない。

(注) 大正11年から12年にかけて、2200人の将校を含む62,500人の将兵と、13,400頭の馬を整理した。この実数は約5個師団分に相当する。しかし師団数は減らさず、歩兵、騎兵の連隊から、数個中隊を廃し、砲兵の数個連隊を改組したものであった。時の陸軍大臣は山梨半造であった。

大正14年5月に、ふたたび陸軍整理が行なわれた。それは4個師団を廃し、その節約された費用で、新式軍隊を創立した。つまり陸軍の新式化となつたのである。陸軍大臣は宇垣一成であった。このとき余った将校が、学校配属に出たわけである。この将校は、比較的優秀者ということであったが、交代する毎に、その原則どうりにゆかず、余り芳しくない者も出たので、大分学校側の抵抗をうけた。この時学校配属にならずに退職した将校は、大将以下36,900名であった。陸軍未曾有の大嵐であった。

(まつした よしお 本学教授・法学・政治学)